

（認定）生産方式革新実施計画の概要

<u>認定日</u> 令和 7 年 6 月 26 日	<u>実施期間</u> 令和 7 年 7 月 ～ 令和 12 年 3 月
<u>申請者（代表者）</u> 中野 雄一郎	<u>都道府県</u> 徳島県
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u> 責任者 中野 雄一郎 他人員 1 名 <input type="checkbox"/> スマート農業技術活用サービス事業者（ ） <input type="checkbox"/> 食品等事業者（ ）	

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> 現在の労働力では労働負担が大きく経営規模の拡大が難しい。そのため、トラクターに自動アシスト機能を導入し、作業効率を向上させ、経営規模の拡大を図りたい。	
<u>対象品目</u>	ブロッコリー、カリフラワー、サニーレタス、リーフレタス、オクラ、キャベツ
<u>活用するスマート農業技術</u>	自動アシスト機能(トラクター)
<u>導入する新たな生産の方式</u>	
<input checked="" type="checkbox"/> イ	ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等
<input type="checkbox"/> ロ	機械化体系に適合した農産物の出荷方法
<input type="checkbox"/> ハ	データの共有等を通じた有効な活用方法
<input type="checkbox"/> ニ	その他
<u>(内容)</u> トラクター旋回用のほ場枕地確保	
<u>スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性</u> ほ場の枕地でトラクターの旋回場所を確保することにより、ほ場の作業効率向上及び労働生産性を改善する。	

【活用予定の特例措置】

- 日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
- 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
- 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
- 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）
- 野菜生産出荷安定法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）